

びじっと利用規定

■規約

第一章 総則

第一条（本規約の目的）

- 1、 本規約は、一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター（および当HP）にて提供する面会交流支援（以下、単に「本支援」という）の利用について、一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター（以下、「びじっと」という）と利用者（以下、単に「利用者」）との関係を定めるものとする。
- 2、 利用者は、本支援を利用するにあたり、本規約を誠実に遵守するものとする。

第二条（本規約の範囲）

- 1、 本規約は、本支援の利用を伴う利用者（会員を含む）とびじっととの一切の關係に適用するものとする。
- 2、 びじっとが、本支援の円滑な運用を図るため、必要に応じて随時利用者に通知する本支援の利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとする。

第三条（本規約の変更）

- 1、 びじっとは、利用者の了承を得ることなく本規約および本支援の利用に関する諸規定を随時変更できるものとし、また、利用者は、これを承諾するものとする。
- 2、 この変更は、びじっとが運用する本支援のHPに記載して、利用者に通知するものとする。
- 3、 前項の変更は、本規約に定める方法で、HP上に掲載された時に変更の効力が生じるものとする。この場合、利用に関する条件は、変更後の規約の規定によるものとする。

第二章 利用者

第四条（利用者）

- 1、 本規約において利用者とは、びじっと所定の方法にて本支援を利用し、面会交流を行なう者とする。
- 2、 利用者は、本支援を利用する時点で、本規約の内容を承諾しているものとみなす。

第五条（利用者の禁止事項）

- 1、 本支援の利用に際し、利用者の以下の各行為を禁止するものとする。
 - ・ 面会交流を養育費支払いに対する報酬という捉え方。
 - ・ 子どもに相手に対する非難の言葉を言うなどして、両親のわだかまりの板挟みにする行為。
 - ・ 離婚後の夫婦がメッセージを交わすための手段とする行為。（LINE・メールの調整が難航した場合は、一回の面会交流につき別途4,000円頂きます。調整が不可能となった場合は、利用者双方の代理人対応とする。利用者に代理人が付いていず、調整が不可能な場合は、面会交流支援終了とする）
 - ・ 子どもの忠誠心を試す。同居親が、子どもが別居親と過ごす予定の日に故意に楽しい行事を設定して、子どもが行きたくなくなるように誘惑する。または、別居親と一緒に過ごす日を楽しみにすることに子どもが後ろめたさを感じるように仕組む行為。
 - ・ 子ども自身が望まないことを言ったり、させたりする行為。
 - ・ 面会交流中は担当スタッフに聞こえないような、ささやき声での会話は禁止。
 - ・ 面会交流の日程の勝手な変更やキャンセルは禁止。諸般の止む得ない事情が発生した場合は、速やかに担当スタッフに連絡すること。なお、当日でのキャンセル発生の場合は、キャンセルをした側が料金の全額を支払うものとする。
 - ・ 同居親の同意なしに子どもに金銭や高価な物品を与える行為。または、子どもと勝手に約束を取り付ける行為。
 - ・ 散髪・刺青・ピアスなどといった身体的な子どもの永続的な変化は、事前に同居の親御さんの許可がない限りは禁止。
 - ・ 他方の親のこと、親族のこと、あるいはびじっとについて、子どもの前で否定的に話す行為。

- ・ 他方の親やびじっと、または第三者に迷惑・不利益を与える等の行為。
 - ・ びじっと関係者に電話することは禁止とする。
 - ・ 他方の親やびじっと、または第三者の財産権、プライバシー、その他の権利を侵害する等の行為。
 - ・ 本支援を用いて虚偽あるいは架空の身分等を詐称する等の行為。
 - ・ びじっとは警察機関と平成 30 年(2018) 1 月 31 日より連携を取るようになったため、面会交流中の一方の親による連れ去り行為、ストーカー行為、暴力行為等々、犯罪的行為、及びそれに結びつく行為防止の観点より、父ないし母より受理面談の際に懸念が提示された場合は、面会交流の場所として警察施設内の利用、あるいは面会交流支援に警官の同席を依頼するものとする。また、並行して父母には、びじっとと連携する心理士のカウンセリング受講を義務付けるものとする。
 - ・ 本支援業務に支障をきたす恐れのある行為、及びその他びじっとが不相当と判断した行為が行われた場合は、その場で警察に 110 番通報するものとする。
 - ・ 自身の代理人が土日祝日においても緊急連絡対応できる連絡先をびじっとに知らせること。
- 2、 前項を利用者が違反された場合、びじっとは利用者に対していかなる責任も負わないものとする。

第三章 支援

第六条 (利用者の注意事項)

- 1、 本支援について、利用者は以下の各行為を了承し、必ず守ること。
- ・ 面会交流を行なうためにびじっとの支援を利用すること。
 - ・ 面会交流の支援内容(付き添い型・受け渡し型・連絡調整型のいずれの面会交流支援を求めるのか)と面会交流支援内容の変更の時期予測ならびに支援料金の負担割合については、あらかじめ父母の認識を統一しておくこと。事前面談において、父母の認識に齟齬が生じる場合は、びじっとでは支援の受諾をしないものとする。
 - ・ 面会交流の時間は、子どもの育児をするための時間であると捉えること。
 - ・ びじっとの行う面会交流支援は、父母の育児を支援するために行っている。びじっとから育児に関して指導があった場合は、素直に耳を傾けること。

- びじっとの行う面会交流支援は、父母のグリーフ(悲嘆)・ケアをするためのものでもあります。必要であれば、支援現場のスタッフが常に傾聴(有料)を行う。
- 半年に一度程度、面会交流支援の際にグリーフ・ケアの一環として傾聴(有料)を父母に行うものとする。
- 支援スタッフのグリーフ(傾聴)・ケア料金
 - ① 利用者相談は30分まで無料とする。
30分経過後は、30分毎に2,500円+消費税の利用料金が発生する。
例・15:00から15:45までの相談の場合。
相談料金1,250円+消費税
 - ② 相談の際の飲食代金が発生した場合は、利用者負担とする。

グリーフ(悲嘆)とは。

人は、大きな喪失を経験した時に、世界が今までとは全然違うものになってしまったと感じます。そして後ろを振り向き、失ってしまったものを求め、なんとか取り戻したいと思いますが、それは無理なことを知り、悲しみます。なぜ自分が望みもしないのに、こんなことになってしまったのか、答えの出ない問いを発し続けます。これがグリーフです。

- 面会交流を嫌がっていた子どもでも有意義な面会交流を行なうことで、親子の絆を再構築させることが出来るということを疑わず、父母ともに真摯にびじっとの指導に耳を傾けること。
- 父母ならびに子どもに何らかの障がいがある場合に必要となれば心理士や医師と連携しながら支援を致します。
- 面会交流を行うにあたり、子どもが消極的であったり、なにかしらの心配事がある場合は、びじっこのおうちのみでの支援となります。
- 面会交流を行うにあたり、子どもが消極的であったり、なにかしらの心配事がある場合は、父母ならびに子どもは、びじっくと連携する心理士の定期的なカウンセリング(50分・7,000円 80分・10,000円)を受けること。その際の面会交流の支援開始については、心理士ならびにびじっこの判断に従うこと。
- 面会交流中は余計なプレッシャーを与えたり、失望させたりしないために、子どもとの会話や活動は【現在】に焦点を当てたもののみに行うこと。
- 面会交流を行った結果、子どもに赤ちゃん返りや情緒不安定な様子が見られますが、しっかりと受け止めてあげること。不安な場合は、びじっこの相談すること。

- ・ 子どもの成長・発達を支える面会交流の実現に向け、その支援内容向上のため匿名性を確保したうえで知り得た情報を今後の研究や調査に活かすことに同意する。
- ・ 面会交流をキャンセルされる場合は、前日の 20:00 までに連絡すること。
- ・ 面会交流の変更ならびにキャンセルされた場合、担当のスタッフまで代替日を必ず提示すること。代替日の提示がない場合、支援を妨害し、契約違反ならびに信用損失させる行為とみなす。
- ・ 子どもの健康上の理由による面会交流キャンセルの場合、医師の診断書をびじつとに提示すること。提示は、あくまでもびじつと内部での確認のものである。
- ・ 担当スタッフが急な体調不良等で、支援場所に伺えなかった場合、びじつとは速やかに代替のスタッフを調整し、支援場所に向かわせるものとする。その際にびじつとから面会交流時間帯の変更を提示し、父母は柔軟に対応すること。

代替スタッフの調整がつかず、スタッフを派遣できない場合、びじつとは父母が鉢合わせ回避できる方法を提示し、連絡調整にて面会交流支援を行う。

例：コンビニエンスストアの内と外で受け渡す等。

この際、父あるいは母がびじつとの指示以外の勝手な行動をし、相手に接近することは禁止とする。

連絡調整にての面会交流が不可能な場合は面会交流を中止し、父母はその分の代替日をびじつとに提示し、びじつとは代替日での開催を調整するものとする。

- ・ 担当スタッフが公共交通機関の遅延等が発生し、支援場所に定時に伺えなかった場合、びじつとは面会交流時間帯の変更を父母に提示し、父母は柔軟に対応すること。

その際、父母の対応が不可能な場合は、父母は代替日をびじつとに提示し、びじつとは代替日での開催を調整するものとする。

- 2、前項を利用者が違反された場合、びじつとは利用者に対していかなる責任も負わないものとする。

第七条（本支援の種類）

1、受理面談

横浜事務所にて面会交流を巡る様々な不安・対立感情について話を伺い、

面会交流についての理解を深めていただく。

受理面談費用 60分/10,000円

下記の受理面談シートをダウンロードして、必要事項を記入したものを
ご持参すること。

- ・受理面談シート

http://www.npo-visit.net/pdf/jurimendan_sheet20171103.pdf

2、試行的面会交流支援(5回)

受理面談の後に行う面会交流支援のことを試行的面会交流という。

5回の試行的面会交流支援を受けている間に、びじっとの本契約を結ぶ
かどうかの可否を提示すること。

試行的面会交流の料金については、各支援内容に準ずるものとする。

本契約を結ぶ場合は、下記をダウンロードして、必要事項を記入の上、横
浜事務所に郵送すること。

- ・びじっと利用規定

http://www.npo-visit.net/pdf/regulation_20171011.pdf

- ・面会交流支援ルール

http://www.npo-visit.net/pdf/riyo_rule_20170807.pdf

- ・面会交流支援申込書

http://www.npo-visit.net/pdf/moushikomisho_170807.pdf

3、連絡調整型業務

LINEのチャット機能にての面会交流日時の仔細連絡調整。

日時仔細連絡調整代理業務1件につき4,000円

4、受け渡し型業務

スタッフによる子どもの父母間の受け渡し。(日時連絡調整含む)

受け渡し業務1日につき3,000円×2

(宿泊の場合は2日とみなし、3,000円×4)

5、付き添い型業務

面会交流中にスタッフが2名体制で付き添う。
基本3時間からの開始とする。(日時連絡調整含む)

3時間 18,000円

5時間 30,000円

1時間 6,000円にて長短の調整は可能。

- ・ 税抜価格で表示のため、税込価格を計算して支払う。
- ・ 上記の料金は、基本を甲と乙の折半にて支払うものとする。
- ・ 上記の料金に、びじっとから派遣する担当スタッフの交通費（自宅から現地まで）が加算される。

6、付き添い型支援の場合、祖父母ならびに親族の同席は禁止とする。
何らかの已むを得ない事情がある際には、びじっとに申し出ること。
びじっとが同席を必要と判断した際には、父母も祖父母ならびに親族の同席を承諾すること。

7、間接的面会交流支援

スカイプならびにLINEのテレビ電話にての交流。
支援内容と料金は、6の付き添い型業務に準ずる。

8、前項で行われる支援は、すべて利用者の意思と責任において行われるものであり、びじっとは利用者に対していかなる責任も負わないものとする。

第八条（本支援利用に関する免責事項）

- 1、本支援は、利用者間の面会交流における育児の支援を提供するものであり、本支援は、利用者の責任において利用する。びじっとは、利用者が行った違法行為に対し、一切の責任を負わないものとする。
- 2、びじっとは、利用者が本支援および本支援を通じて他の支援を利用することにより、または、利用できなかったことにより、発生した一切の損害および、びじっとに利用者が相談し、びじっとが回答した結果について、いかなる責任も負わないものとする。
- 3、利用者が本支援および本支援を通じて他の支援を利用することにより、または、利用できなかったことにより、他の利用者または第三者に対して損害を与えた場合には、利用者は自己の責任において解決し、びじっとには一切の迷惑を与えないものとする。

- 4、本支援は、すべて利用者の責任において遂行され、びじっとには、一切の責任がないものとする。
- 5、びじっとは都合により、利用者の了解を得ずに本支援を廃止する場合がある。

第九条（本支援提供中の一時の中断および停止に関する免責）

- 1、びじっとは、以下に該当する場合には、利用者に通知することなく、本支援の提供を一時中断、もしくは、停止する場合がある。
 - ・ 突発的なシステムの故障等が発生した場合。
 - ・ 火災、停電などにより、本支援の提供が出来なくなった場合。
 - ・ 地震、噴火、洪水、津波などの天災により、本支援の提供が出来なくなった場合。
 - ・ その他の事情により、本支援の提供が出来なくなった場合。

- 2、前項の場合、びじっとは利用者に対していかなる責任も負わないものとする。

第十条（本支援の終了）

- 1、びじっとは、利用者に対し、当HP上にて通知することにより、本支援を終了できるものとする。
- 2、前項の場合、びじっとは利用者に対していかなる責任も負わないものとする。

第四章 その他

第十一条（損害賠償）

利用者が本契約ならびに別紙「面会交流支援利用ルール」に違反した行為、または、不正もしくは違法な行為によって、びじっとに損害を与えた場合、びじっとは当該利用者に対して相応の損害賠償の請求を行うことが出来るものとする。

第十二条（損害賠償の範囲）

利用者がびじっとに損害賠償を求める場合は、利用者がびじっとに支払った本支援当日の各支援利用料金の範囲内とする。

第十三条（紛争の解決）

本支援の利用に関して問題が生じた場合には、びじっとと利用者との間で双方誠意をもって話し合いこれを解決するものとする。

第十四条 専属的合意管轄裁判所

利用者およびびじっととの間の本支援に関する紛争については、利用者およびびじっとは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

■規約適用日

平成 19 年 08 月 01 日

■規約改定履歴

平成 19 年 08 月 29 日

平成 20 年 04 月 01 日 平成 20 年 06 月 11 日

平成 26 年 11 月 27 日

平成 27 年 10 月 28 日

平成 29 年 03 月 27 日 平成 29 年 07 月 28 日 平成 29 年 10 月 11 日

平成 29 年 10 月 24 日 平成 29 年 11 月 07 日 平成 29 年 11 月 12 日

平成 29 年 12 月 27 日 平成 29 年 12 月 30 日

平成 30 年 02 月 01 日

